

# 住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、県内に所在する住宅の所有者が、当該住宅の省エネ性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

## (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 県内に存する一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（3）開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (3) ZEH仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（3）開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (4) 省エネ基準 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）において、断熱等性能等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準を満たす基準をいう。
- (5) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級6を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たす基準をいう。
- (6) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。
  - ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
  - イ 岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成20年4月10日建住第45号）第2（3）アにおける判定値が、工事の完了までに1.0以上となること。
  - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を工事の完了までに満たすこと。
- (7) 住宅性能表示制度 「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」に基づく制度をいう。
- (8) こどもみらい住宅支援事業 国土交通省が実施する、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
- (9) こどもエコすまい支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
- (10) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号）第3に定めるものをいう。

(補助対象事業及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	経費	補助額
<p>(1) 住宅の省エネ診断</p>	<p>1 既存住宅の調査費 2 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費 3 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>当該経費の3分の2に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり150,000円を上限とする。</p>
<p>(2) 住宅の省エネ化のための計画の策定</p>	<p>1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 5 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>当該経費の3分の2に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり300,000円を上限とする。</p>
<p>(3) 住宅の省エネ改修(ただし、次のアからオまでに掲げる要件を満たすものに限る。)</p> <p>ア 省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はZEH水準に適合し、所有するものであること。</p> <p>イ 省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。</p> <p>ウ 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。</p> <p>エ 階数が2階以下、かつ床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>(イ) 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」(令和4年10月28日国土交通省通知。以下「壁量等基準(案)」という。)又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。(ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。)</p> <p>(ウ) 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること。</p>	<p>1 工事費 2 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>【省エネ基準に適合する場合】 当該経費に23.0%を乗じて得た額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり766,000円を上限とする。</p> <p>【ZEH水準に適合する場合】 当該経費に23.0%を乗じて得た額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり1,025,000円を上限とする。</p>

<p>(エ) 現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、次のa及びbに同意することを示す同意書の写しを提出すること。</p> <p>a 国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること。</p> <p>b 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。</p> <p>オ 部分改修する場合にあつては、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすこと。</p>		
<p>(4) 住宅の省エネ化に伴う構造補強(ただし、次のア及びイに掲げる要件を満たすものに限る。)</p> <p>ア 全体改修によりZEH水準に適合すること。</p> <p>イ 前号エ(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p>	<p>1 構造補強工事費</p> <p>2 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>当該経費に23.0%を乗じて得た額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり360,000円を上限とする。</p>

2 補助事業は、第7の規定に基づく補助金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に開始し、同年度の3月15日までに完了するものとする。

3 一の住宅に対する補助金の交付は、区分ごとに1回限りとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付決定の単位ごとに交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第6 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

項目		補助対象となる工事（必須工事）	左記工事と併せて補助対象となる工事
省エネ基準	対象工事	複数の開口部について仕様基準を満たすよう改修する工事	必須工事と併せて実施する開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	仕様基準に適合する建材（こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業の対象型番等
ZEH水準	対象工事	複数の開口部についてZEH仕様基準を満たすよう改修する工事	必須工事と併せて実施する開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	ZEH仕様基準に適合する建材（こどもエコすまい支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：こどもエコすまい支援事業の対象型番等

別表第2（第3関係）

○：補助対象設備 ×：補助対象外設備

工事種別	要件等	基準への適合		
		省エネ基準	ZEH水準	
こどもみらい住宅支援事業のエコ住宅設備	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）	○	○
	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること	○	○※1
	電気ヒートポンプ給湯機	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること	○	○※2
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること	○	○※2
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること 石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること 石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること	○	○※2
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること	○	○

○：補助対象設備 ×：補助対象外設備

工事種別	要件等	基準への適合	
		省エネ基準	ZEH水準
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること	○	○※3
燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）	○	○
コージェネレーション設備	<p>【燃料電池発電ユニット】</p> 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）	○	○
	<p>【ガスエンジン給湯器】</p> ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること		
蓄電池	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること	○	○
LED照明	工事を伴うものであること	○	○

※1 「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※2 「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と「高断熱浴槽」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※3 浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「高断熱浴槽」と3つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

別表第3（第7関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付申請書  【全体】 1 事業計画書 2 経費配分書 3 住宅の所在地、所有者、延べ面積が確認できる書類 4 住宅の現状が確認できる書類 5 事業の開始日が確認できる書類 6 その他知事が必要と認める書類  【省エネ改修の場合（共通）】 7 耐震基準に適合することが確認できる書類  【省エネ改修の場合（全体改修）】 8 要綱第3（3）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類  【省エネ改修の場合（部分改修）】 9 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類  【構造補強の場合】 10 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類	第1号	1部	別に定める日
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書  1 事業計画書 2 経費配分書 3 その他知事が必要と認める書類	第2号	1部	当該事業の変更の理由の生じた日 から15日以内
	住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書  1 その他知事が必要と認める書類	第3号	1部	当該事業の（中止・廃止）の理由の 生じた日から15日以内

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<p>住まいの省エネ改修推進事業費補助金請求書</p> <p>【全体】</p> <p>1 実績報告書</p> <p>2 事業実績書</p> <p>3 補助金支出表</p> <p>4 要した経費を支出したことが確認できる書類</p> <p>5 その他知事が必要と認める書類</p> <p>【省エネ診断の場合】</p> <p>6 省エネ診断の結果が確認できる書類</p> <p>【計画策定の場合】</p> <p>7 計画策定を実施したことが確認できる書類</p> <p>【省エネ改修の場合（共通）】</p> <p>8 国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類</p> <p>【省エネ改修の場合（全体改修）】</p> <p>9 省エネ基準又は ZEH 水準に適合したことが確認できる書類</p>	<p>第 4 号</p> <p>第 5 号</p>	<p>1 部</p> <p>1 部</p>	<p>補助事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで</p>



様式第 1 号 (別表第 3 関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名  
(電話番号)

住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付申請書

住まいの省エネ改修推進事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

別紙 1 事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業に要する経費の配分

別紙 2 経費配分書のとおり

4 補助事業開始及び完了予定期日

年 月 日 ~ 年 月 日

事業計画書

1 区分

(1) 住宅の省エネ診断	<input type="checkbox"/>
(2) 住宅の省エネ化のための計画の策定	<input type="checkbox"/>
(3) 住宅の省エネ改修	
ア 省エネ基準に適合	<input type="checkbox"/>
イ ZEH 水準に適合	<input type="checkbox"/>
(4) 住宅の省エネ化に伴う構造補強	<input type="checkbox"/>

※ (3) ア及びイについては、いずれか該当する方にチェックすること

2 住宅の情報等

補助対象 となる住 宅	所在地	〒		
	所有者			
	構造		階数	地上 階/地下 階
	延べ面積	①全体		m2
		②うち住宅の部分		m2
		うち住宅以外の部分		m2
	建築年月日	年	月	日
	改修履歴	時期	内容	
		年		
		年		
	住宅の現状	<input type="checkbox"/> 当該住宅は、現状において、省エネ基準又 ZEH 水準を満たしているという認識はありません		
	当該補助金の利用	<input type="checkbox"/> 当該住宅について、今回申請する区分は、過去に当該補助金による補助を受けておりません		
	他補助金の利用	<input type="checkbox"/> 住みたい岩手の家づくり促進事業助成金		
<input type="checkbox"/> その他補助金				
事業名		内容		
		<input type="checkbox"/> 開口部の断熱化 ( )		
		<input type="checkbox"/> 躯体等の断熱化 ( )		
	<input type="checkbox"/> 設備の効率化 ( )			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

建築業者	建築業者名	
	住所	〒
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

### 3 事業計画

地域の区分	<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			
区分	内容			
住宅の省エネ診断				
住宅の省エネ化のための計画の策定				
住宅の省エネ改修	種別	<input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修		
	基準への適合	等級	断熱等性能	一次エネルギー消費量
		省エネ基準		
		ZEH水準		
	対象工事	種別	工事内容	主な仕様
		開口部及び躯体等の断熱化工事費		
		設備の効率化に係る工事費		
耐震基準	<input type="checkbox"/> 昭和 56 年 6 月 1 日以降の着工である <input type="checkbox"/> 昭和 56 年 5 月 31 日以前の着工だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 当該補助事業の完了までに耐震改修工事を実施する			
住宅の省エネ化に伴う構造補強				
その他				



別紙3（様式第1号関係）

モデル工事費

1 開口部の断熱改修

(1) 省エネ基準に適合する場合

部位	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりのモデル工事費	面積※4	1か所あたりのモデル工事費	面積※4	1か所あたりのモデル工事費
大	1.4平方メートル以上	72,000円	2.8平方メートル以上	184,000円	開戸 1.8平方メートル以上 引戸 3.0平方メートル以上	272,000円
中	0.8平方メートル以上 1.4平方メートル未満	48,000円	1.6平方メートル以上 2.8平方メートル未満	144,000円	—	—
小	0.1平方メートル以上 0.8平方メートル未満	24,000円	0.2平方メートル以上 1.6平方メートル未満	120,000円	開戸 1.0平方メートル以上 1.8平方メートル未満 引戸 1.0平方メートル以上 3.0平方メートル未満	240,000円

(2) ZEH水準に適合する場合

部位	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりのモデル工事費	面積※4	1か所あたりのモデル工事費	面積※4	1か所あたりのモデル工事費
大	1.4平方メートル以上	96,000円	2.8平方メートル以上	248,000円	開戸 1.8平方メートル以上 引戸 3.0平方メートル以上	360,000円
中	0.8平方メートル以上 1.4平方メートル未満	72,000円	1.6平方メートル以上 2.8平方メートル未満	192,000円	—	—
小	0.1平方メートル以上 0.8平方メートル未満	24,000円	0.2平方メートル以上 1.6平方メートル未満	160,000円	開戸 1.0平方メートル以上 1.8平方メートル未満 引戸 1.0平方メートル以上 3.0平方メートル未満	320,000円

※1 ガラス交換は、か所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助する。

※2 内窓交換を含むこととする。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

## 2 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

### (1) 省エネ基準に適合する場合

部位	断熱材の区分	熱伝導率 (単位：W/m・K)	モデル工事費 (円/立法メートル)
外壁	A～C	0.052～0.035	149,000
	D～F	0.034以下	224,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	53,000
	D～F	0.034以下	91,000
床	A～C	0.052～0.035	184,000
	D～F	0.034以下	276,000

### (2) ZEH水準に適合する場合

部位	断熱材の区分	熱伝導率 (単位：W/m・K)	モデル工事費 (円/立法メートル)
外壁	A～C	0.052～0.035	201,000
	D～F	0.034以下	302,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	72,000
	D～F	0.034以下	123,000
床	A～C	0.052～0.035	245,000
	D～F	0.034以下	368,000

## 3 設備

エコ住宅設備の種類	モデル工事費
太陽熱利用システム	452,000円/戸
高断熱浴槽	416,000円/戸
高効率給湯機 (電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型 式湯給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機)	263,000円/戸
節湯水栓	57,000円/台
燃料電池システム	130,000円/戸
コージェネレーション設備	130,000円/戸
蓄電池	130,000円/戸
LED照明	130,000円/戸

※ 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名

住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた住まいの省エネ改修推進事業費補助金の実施について、下記のとおり変更したいので、岩手県補助金交付規則第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

別紙1 事業計画書のとおり

(2) 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に要する経費	補助金交付申請額	備考
変更前	円	円	
変更後	円	円	

(3) 補助事業に要する経費の配分

別紙2 経費配分書のとおり

(4) 補助事業開始及び完了予定期日

変更前： 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後： 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 別紙1及び2は、様式第1号に準ずるものとし、変更前の内容を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載してください。



様式第3号（別表第3関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名

住まいの省エネ改修推進事業費補助金（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた住まいの省エネ改修推進事業費補助金の実施について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、岩手県補助金交付規則第6条の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 （中止・廃止）の内容

様式第4号（別表第3関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名

住まいの省エネ改修推進事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた住まいの省エネ改修推進事業費補助金が完了したので、岩手県補助金交付規則第13条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額

金 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 記載内容を確認するため、通帳の写しを添付してください。

様式第 5 号（別表第 3 関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名

住まいの省エネ改修推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた住まいの省エネ改修推進事業費補助金が完了したので、岩手県補助金交付規則第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業完了期日  
年 月 日
- 2 事業実績書  
別紙 1 のとおり
- 3 補助金支出表  
別紙 2 のとおり

別紙1 (様式第5号関係)

事業実績書

区分	結果				
住宅の省エネ診断					
住宅の省エネ化のための計画の策定					
住宅の省エネ改修	基準への適合	等級	断熱等性能	一次エネルギー消費量	
		省エネ基準			
		ZEH水準			
	対象工事	種別	工事内容	主な仕様	
		開口部及び躯体等の断熱化工事費			
設備の効率化に係る工事費					
住宅の省エネ化に伴う構造補強					
その他					

補助金支出表

区分		事業費			交付率	交付額	上限額	補助額
① 住宅の省エネ診断	1 建築業者			0 円	2 / 3	0 円	150,000 円	0 円
	2 見積り							
② 住宅の省エネ化のための計画の策定	1 建築業者			0 円		0 円	300,000 円	0 円
	2 見積り							
③ 住宅の省エネ改修	開口部及び躯体等の断熱化工事費	モデル工事費		円	23.0%	0 円	<input type="checkbox"/> 省エネ基準 766,000 円 <input type="checkbox"/> ZEH水準 1,025,000 円	0 円
		実際の工事費		円				
	設備の効率化に係る工事費	モデル工事費		円				
		実際の工事費		円				
	モデル工事費の計			0 円				
	実際の工事費の計			0 円				
④ 住宅の省エネ化に伴う構造補強	1 建築業者			0 円	0 円	360,000 円	0 円	
	2 見積り							
事業費の合計		0 円						0 円

※ 事業費の合計は、区分①～④までの実際の事業費の計とする。